



ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)がNITTOKU株式会社＜6145＞株式の大量保有報告書を提出



東証スタンダードのNITTOKU株式会社＜6145＞について、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)が10月19日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

保有目的は「投資一任契約に基づき、顧客資産で本件株式を保有している。」によるもの。

報告書によると、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)のNITTOKU株式会社株式保有比率は、5.10%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2023年10月13日。